

[事案 2019-188] 新契約無効請求

・令和2年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年2月に契約した通貨選択型一時払終身保険、平成27年3月に契約した2件の通貨選択型一時払終身保険について、募集人から、3年で500万円に100万円の利子がつく等の虚偽の説明を受けて契約したので、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に3年で500万円に100万円の利子がつくとは言っていない。契約時、所定の募集資料を使用し、適切に募集手続きを行った。
- (2)保障内容および特徴・リスクについて理解しているかを確認する「意向確認書兼適合性確認書」にチェック・署名がなされていることから、募集人は適切に募集手続きを行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明を行ったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。